

# 平成28年度第2回運営評議会資料 (平成29年1月24日開催)

1. 平成29年度予算案について	・ ・ ・ ・ ・ 2
2. 奨学金事業の拡充について	・ ・ ・ ・ ・ 9
(1) 給付型奨学金について	・ ・ ・ ・ ・ 11
(2) 無利子奨学金の成績基準の 実質的撤廃について	・ ・ ・ ・ ・ 15

# 1. 平成29年度予算案について

## 平成29年度の事業規模(総支出額) 1,120,241百万円 (対平成28年度予算額 △15,306百万円減)

### 学資支給事業

給付型奨学金制度の創設

### 奨学金貸与事業

無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の実現  
(無利子奨学金事業の拡充)

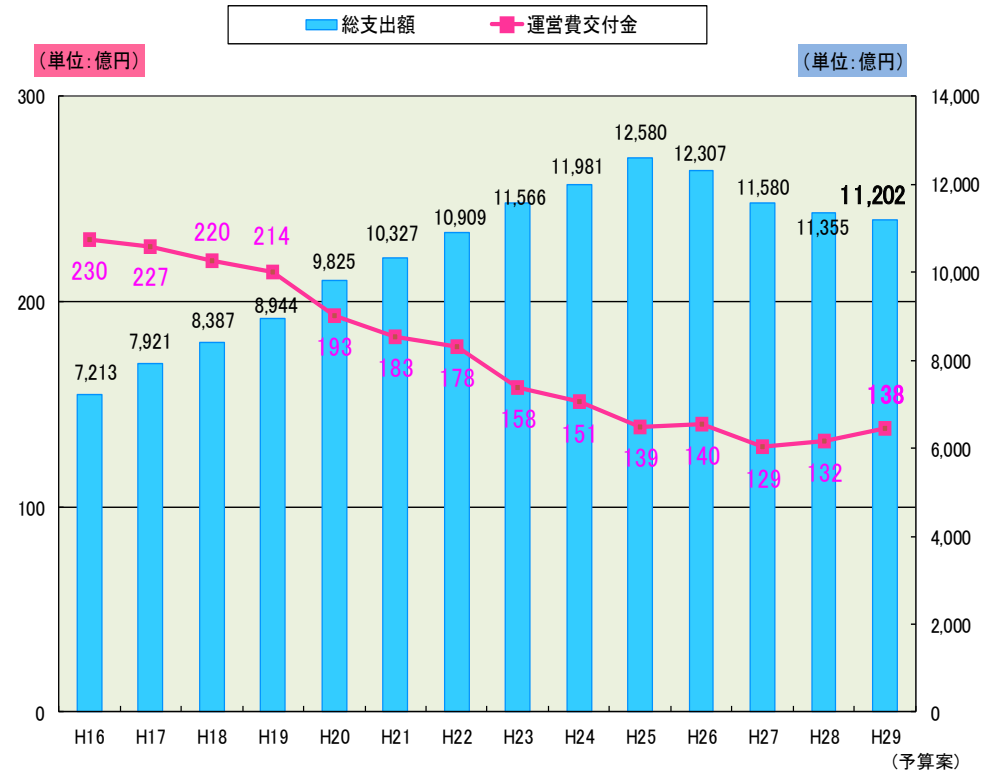
新たな所得連動返還型奨学金制度の確実な実施のための対応

新制度の周知・広報等のための措置

### 留学生支援事業

大学等の留学生交流の支援

【総支出額及び運営費交付金の推移】



# 平成29年度予算案

## 平成29年度総支出額(1,120,241百万円)の内訳

(下表(a)+(b)+(c)+(d)+(e))

(1)学資支給事業費 (単位:百万円)			
	H28予算	H29予算案	増減
学資支給事業費	—	(a)・・・7,000	皆増
うち国費負担額	—	7,000	皆増

(2)日本人学生への奨学金貸与事業費 (単位:百万円)			
	H28予算	H29予算案	増減
無利子奨学金	325,814	352,792	26,978
有利子奨学金	768,551	723,800	△44,751
その他(返還免除等補助金等)	11,959	7,864	△4,095
計	1,106,324	(b)・・・1,084,457	△21,867
うち国費負担額(政府貸付金等)	102,756	97,445	△5,311

(3)運営費交付金事業費 (単位:百万円)			
	H28予算	H29予算案	増減
支出	17,678	(c)・・・18,327	649
学資支給事業	—	328	皆増
奨学金貸与事業	6,393	6,596	203
留学生支援事業	5,717	5,616	△101
学生生活支援事業	99	99	0
その他(人件費、一般管理費等) ※学資支給事業人件費を除く	5,470	5,687	217
自己収入	4,433	4,554	121
国費負担額(支出-自己収入)	13,245	13,773	528

(4)海外留学支援制度事業費(留学生交流支援事業費補助金) (単位:百万円)			
	H28予算	H29予算案	増減
海外留学支援制度事業	8,712	(d)・・・8,065	△647
うち国費負担額	8,712	8,065	△647

(5)寄附金事業費			
	H28予算	H29予算案	増減
寄附金事業	2,833	(e)・・・2,392	△441

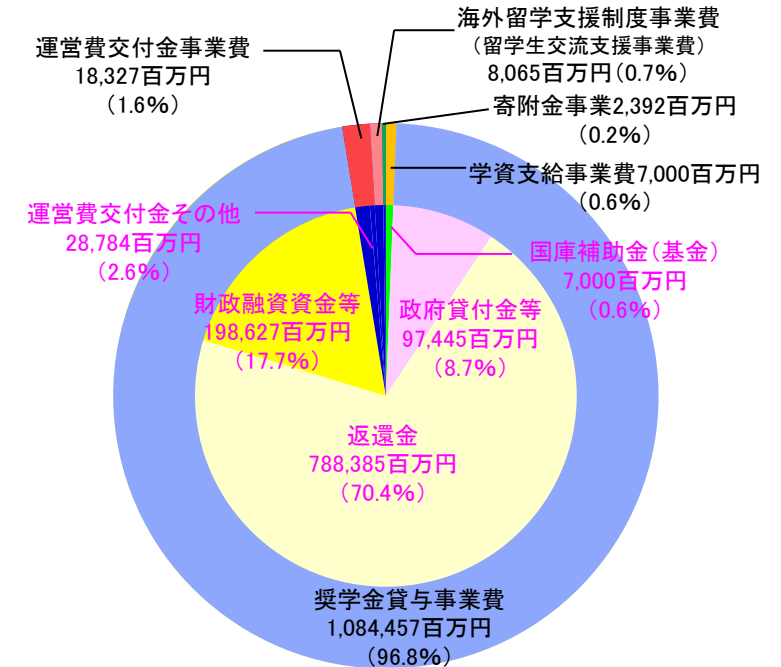
※ 計数は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

## 財源

(1)学資支給事業費 国庫補助金(基金)	7,000百万円
(2)日本人学生への奨学金貸与事業費 政府貸付金等 返還金 〔無利子奨学金分 有利子奨学金分 財政融資資金等〕	97,445百万円 788,385百万円 240,886百万円 547,499百万円 198,627百万円
(3)運営費交付金事業費 運営費交付金 自己収入	13,773百万円 4,554百万円
(4)留学生交流支援事業費補助金	8,065百万円
(5)寄附金事業費	2,392百万円

計 1,120,241百万円

※ 計数は四捨五入の関係で一致しない場合がある。



※ 計数は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

## 給付型奨学金制度の創設

- 意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学等を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備。
- ・基金を造成し、制度を安定的に運用することで、学生等への支援を確実に実施。  
(平成29年度予算案:基金7,000百万円、事業費1,488百万円(新規))
- ・平成30年度からの本格実施に先立ち、平成29年度は特に経済的に厳しい状況にある学生等を対象に、一部先行実施。  
《給付人員》約2,800人 ※内訳:私立・自宅外通学者…約2,200人  
社会的養護を必要とする学生等…約600人

## 無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の実現

- 無利子奨学金の貸与人員の増員により、貸与基準を満たす希望者全員への貸与を実現し、①残存適格者を解消するとともに、②低所得者世帯の子供たちに係る成績基準を実質的に撤廃し、必要とする全ての子供たちへの無利子奨学金の貸与の実現。

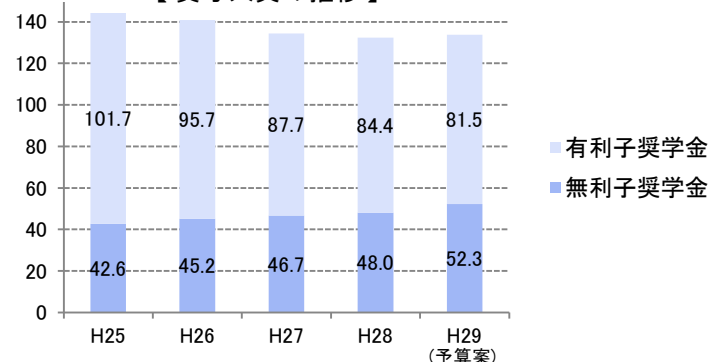
【貸与人員】

	H28予算	H29予算案	増減
無利子奨学金	48.0万人	52.3万人	4.3万人
うち新規貸与人員の増	0.7万人	4.5万人	3.8万人
有利子奨学金	84.4万人	81.5万人	△2.9万人
計	132.4万人	133.8万人	1.4万人

<参考>

- ①残存適格者の解消:約2.4万人
- ②成績基準の実質的撤廃:約2万人

【貸与人員の推移】



※ 計数は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

- 無利子奨学金事業費のうち財政融資資金等活用分:223億円(3.6万人分)

## 新たな所得連動返還型奨学金制度の確実な実施のための対応

- 奨学金の返還の負担を軽減し、返還者の状況に応じてきめ細やかに対応するため、所得の捕捉が容易となる社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入を前提に、返還月額が卒業後の所得に連動する、新たな所得連動返還型奨学金制度を確実に実施するため、システムの開発・改修等の対応を行う。  
(平成29年度予算案:513百万円(対前年度:32百万円増))

### 【実施計画】

年度	実施内容	金額
H29予算案	新たな所得連動返還型奨学金制度の確実な実施のための奨学金業務システムの開発・改修等	513百万円(※開発・改修費28億円については平成28年度補正予算において計上。)
(参考)H28予算	「所得連動返還型奨学金制度」導入に向けた奨学金業務システムの開発・改修 等	2,523百万円(※平成27年度システム開発費補助金を含む。)
(参考)H27予算	国や地方公共団体のシステムとの情報連携のための、機器等の基盤整備 等	799百万円(※平成26年度システム開発費補助金を含む。)

## 新制度の周知・広報等のための措置

- 給付型奨学金等の新制度の周知に加え、資金計画を含めた奨学金の利用について理解を促進するための経費(奨学金制度の周知・広報、スカラシップアドバイザー(仮称)(※)の派遣等)の措置。  
(平成29年度予算案:273百万円(新規))

※日本FP協会等と連携し、高校等にファイナンシャルプランナー等を派遣。  
奨学金や福祉資金制度を含む各種制度の説明や進学費用の準備のための資金計画の相談を行う。

## 大学等の留学生交流の支援

- 意欲と能力のある若者全員に留学機会を付与し、日本人留学生の倍増(6万人→12万人)を目指すため、留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」を推進し、若者の海外留学への機運醸成や、高校卒業後、海外の大学・学部に直接進学する日本人学生の留学を支援する奨学金の拡充等による留学経費の負担を軽減。

### 《大学等の留学生交流の支援等》

【海外留学支援制度(留学生交流支援事業費補助金)】(平成29年度予算案:8,065百万円(対前年度:647百万円減))

	H28予算	H29予算案	増減	制度の概要
派遣分	23,270人	22,297人	△973人	
大学院学位取得型(1年以上)	270人	252人	△18人	海外の大学で修士または博士の学位を取得するために留学する日本人学生に対し、奨学金及び授業料(上限あり)を支給。
学部学位取得型(1年以上)	—	45人	新規	高校卒業後、海外の大学・学部に直接進学する日本人学生の留学を支援する。
協定派遣型(1年以内)	23,000人	22,000人	△1,000人	大学間交流協定等に基づき、8日以上1年以内の期間諸外国へ派遣する学生に奨学金を支給。
協定受入型(1年以内)	6,000人	5,000人	△1,000人	大学間交流協定等に基づき、8日以上1年以内の期間我が国へ受け入れる学生に奨学金を支給。
計	29,270人	27,297人	△1,973人	

※日本人の留学促進については、官民協働による「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」と合わせて促進



- 学業優秀かつ生活困難な私費外国人留学生に対して、奨学金の給付を行うことにより、経済的負担を軽減し、学業への専念を可能とするための修学支援策である「留学生受入れ促進プログラム」を推進。

## 《優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ》

【留学生受入れ促進プログラム】(平成29年度予算案:3,941百万円(前年同))

		H28予算	H29予算案	増減
学部・大学院	12ヶ月	5,440人	5,440人	前年同
	6ヶ月	1,930人	1,930人	前年同
日本語教育機関	12ヶ月	700人	700人	前年同
計		8,070人	8,070人	前年同

既存事業を着実に実施するとともに、下記事業の拡充に向けて経費を措置。

- 留学生交流推進事業において、日本留学情報発信機能の充実(情報収集体制の充実、日本留学ポータルサイトの拡充)等。

(平成29年度予算案:163百万円(対前年度:6百万円増))

## 学生生活支援事業

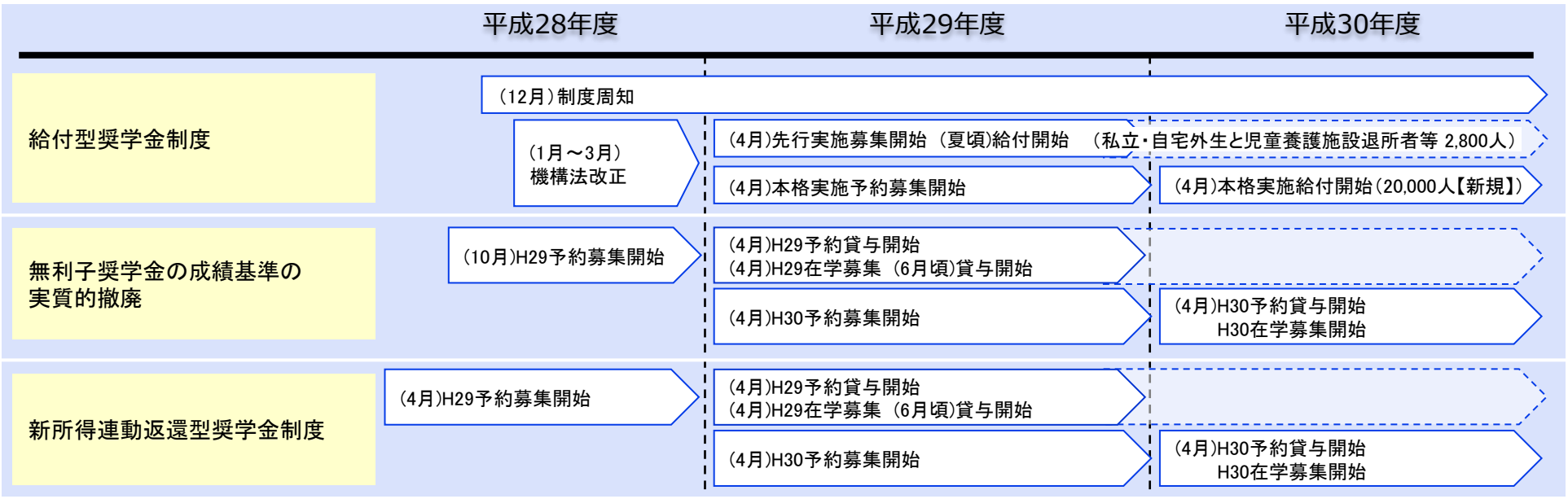
- 学生の修学環境整備のための調査研究費(学生生活調査、私費外国人留学生生活実態調査等)及び障害学生と大学等間で生じた紛争の防止や解決に資するための事例収集・情報提供を実施するための経費の措置。

(平成29年度予算案:50百万円(前年同))

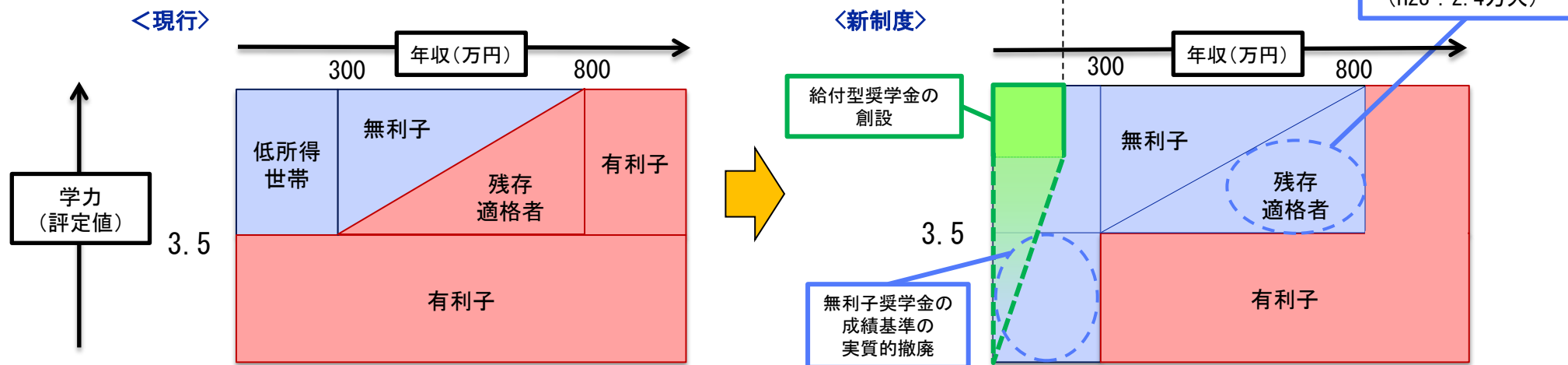
## 2. 奨学金事業の拡充について

# 奨学金事業の拡充について

## 新制度実施に向けた今後の予定



## 奨学金制度全体の改善のイメージ



# (1) 給付型奨学金制度について

## 給付型奨学金の創設 ※機構法の改正が必要

### 趣旨・目的

経済的に困難な状況にある低所得世帯の高校3年生等に対して、大学等への進学を後押しすることを目的とするもの。

### 参考

#### 「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日 閣議決定)

・給付型奨学金については、世代内の公平性や財源などの課題を踏まえ創設に向けて検討を進め、本  
当に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充を図る。

#### 「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日 閣議決定)

・給付型奨学金については、平成29年度(2017年度)予算編成過程を通じて制度内容について結論を  
得、実現する。

#### 「給付型奨学金制度の設計について<議論のまとめ>」(平成28年12月19日 文部科学省給付型奨学 金制度検討チーム)

・給付型奨学金は、こうした進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しする制度とすることを基本と  
すべきである。

# (1) 給付型奨学金制度について

## 1. 対象

- 大学・短期大学・高等専門学校(4年生)・専門学校に進学(進級)する高校3年生等

## 2. 給付金額

- 月額2~4万円(国公私別や通学形態による)
- 児童養護施設退所者等には、別途一時金として24万円を支給

※国立大学は授業料減免制度を踏まえ、給付額を調整

区分		給付金額 (月額)
国公立・自宅		2万円
国公立・自宅外	私立・自宅	3万円
私立・自宅外		4万円

対象規模 (一学年あたり)
進学者 2万人【新規】※ (本格実施時) ※給付型の対象規模は非課税世帯 の奨学金受給者4.5万人の半数程度

## 3. 基準

- 機構から提示するガイドラインに沿って各高校等が定める推薦基準に基づき、高校等の学校長が候補者を機構に推薦

- 家計基準  
家計支持者(父母)が住民税非課税である者
- 学力・資質基準 ※詳細は制度成立後、機構から提示するガイドラインを参照
  - ①又は②を満たす者
    - ① 教科の学習で各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を修めていること
    - ② 教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、教科の学習で各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を修めていること

※社会的養護を必要とする学生への配慮

【学校推薦枠の割り振り方法】  
各高校等に1人を割り振った上で、  
残りの枠の数を各高校等の非課税  
世帯の奨学金貸与者数を基に配分

## 4. その他

- 平成29年度は私立・自宅外生と児童養護施設退所者等の社会的養護を必要とする者を対象として先行実施

# (1) 給付型奨学金制度について

## 給付型奨学金制度の設計について<議論のまとめ>【概要】 文部科学省 給付型奨学金制度検討チーム(平成28年12月19日)

### (制度趣旨)

- 経済的理由により進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しする制度
- 進学に向けた学生の努力を促す仕組みとなる制度

### (対象学校種)

- 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校

### (家計基準)

- 住民税非課税世帯

### (学力・資質基準)

- 全体を高校等からの学校推薦とし、成績基準の目安等をガイドライン(\*)で示しつつ、各学校が定める基準に基づき推薦
- \*以下のいずれかの要件を満たす者から推薦
  - ①十分に満足できる高い学習成績を収めている者
  - ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、教科の学習で概ね満足できる学習成績を収めている者
    - ※進学の意欲・目的等に関するレポート等を評価
    - ※高校生活全体の中で課題克服の経験などにも着目
    - ※社会的養護を必要とする学生等への配慮

### (学校推薦枠の割り振り方法)

- 一人別枠方式:各学校に1人を割り振った上で、残りの枠数を各学校の非課税世帯の奨学金貸与者数を基に配分

### (給付額)

- 国公立自宅:2万円、国公立自宅外・私立自宅:3万円、私立自宅外:4万円
  - ※国立大学は授業料減免制度を踏まえ、給付額を調整
- 社会的養護を必要とする学生には入学金相当額を入学金時に追加給付

### (給付規模)

- 経済的に困難な状況にある子供たちの進学を後押しすると  
の政策目的を実現するために十分な規模

### (給付方法)

- 毎年度学業の状況等を確認することを前提とした上で給付  
(適格認定制度により学業状況等を確認)

### (給付開始時期)

- 平成30年度進学者から本格実施
- 特に経済的に厳しい状況にある学生を対象として平成29年度から一部先行実施
- ※平成29年度先行実施は、私立・自宅外生(ガイドライン①該当者)、社会的養護を必要とする者(②該当者)を対象

### (入学時納付金への対応)

- 日本学生支援機構の入学時特別増額貸与に加え、厚生労働省の生活福祉資金等の無利子貸付金について連携して制度の周知を図り、利用を促進

### (制度の周知)

- 奨学金制度全体について、ファイナンシャルプランナー等と連携し、生徒・保護者・教員等に周知を図る「スカラシップアドバイザー事業(仮称)」を実施

### (その他)

- 無利子奨学金拡充や新所得連動返還型制度の導入、有利子奨学金の利率下限見直しなど、奨学金制度全体の制度改善を実施
- 当面は本制度設計により制度を運用し、施策効果を検証するとともに、運用状況に応じて見直し
- 学生の地方定着促進のために各自治体が行う返還支援制度の充実や各大学・民間団体が行う給付型奨学金の充実、卒業生のネットワーク化による寄付等社会還元促進

## (2) 無利子奨学金の成績基準の 実質的撤廃について



### 低所得世帯の生徒に係る成績基準の実質的撤廃（無利子奨学金）

#### 趣旨・目的

「ニッポン一億総活躍プラン」や「『未来への投資を実現する経済対策』について」を踏まえ、経済的な不安により進学を断念せざるを得ないような低所得世帯の生徒について、学力（成績）基準を実質的に撤廃し、それらの生徒の進学を一層後押しすることを目的とするもの。

#### 参考

##### 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日 閣議決定）

・無利子奨学金については、残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供に係る成績基準を大幅に緩和することにより、必要とするすべての子供たちが受給できるようにする。

##### 「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日 閣議決定）

・無利子奨学金については、速やかに残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供たちに係る成績基準を平成29年度（2017年度）進学者から実質的に撤廃し、必要とする全ての子供たちが受給できるようにする。

## (2) 無利子奨学金の成績基準の実質的撤廃について

従来、評定平均値3.5以上を要件としていた無利子奨学金の成績基準を、低所得世帯の学生等について実質的に撤廃(必要とするすべての学生等が受給可能となる)。

### 1. 対象

- ・大学・短期大学・専門学校・高等専門学校に進学する高校(中学)3年生等

### 2. 貸与金額

- ・通常の無利子奨学金と同じ。  
(国公私別や通学形態による)

(私立大学の例)

区分	貸与金額(月額)	
	自宅	自宅外
私立大学	5.4万円	6.4万円
	3万円	

対象規模
約2万人 (給付対象者以外の進学者も 無利子奨学金の貸与対象に)

### 3. 基準

- ・以下の(1)及び(2)のいずれにも該当すること

- (1) 家計支持者(父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人)が住民税非課税である者
- (2) 以下のいずれかに該当するとして学校長から推薦を受けられる者
  - ① 特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること
  - ② 大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

### 4. その他

- ・「基準」以外は、全て通常の無利子奨学金と同じ。
- ※ 平成29年度の「在学採用」においても適用予定